

平成27年3月5日

会 員 各 位

公益社団法人宮城県トラック協会

会 長 須 藤 弘 三

(会長印省略)

自家用燃料供給施設の導入に対する補助について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、燃料費対策として、平成26年度補正予算で、自家用燃料供給施設の導入に対する補助を行うことになりました。

この補助金の執行団体は、全日本トラック協会で、補助金申請の窓口は、申請者の本社が所在する各都道府県のトラック協会です。

補助金の概要は、下記のとおりですが、補助対象内容や申請方法等の詳細につきましては、全日本トラック協会のホームページ（<http://www.jta.or.jp>）に掲載されておりますので、ご覧ください。

記

1 補助対象事業者

- ① 運送事業者（資本金3億円以下、または従業員数が300人以下）
- ② 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会

2 補助対象事業

(1) 補助対象施設

- ① 自社（又は組合員）の貨物運送車両への燃料供給を主たる目的として、タンクを設置する自家用燃料供給施設であること（一部でも、燃料の転売、賃貸に供する施設は、対象外です。）。
- ② 整備後の当該施設の貯蔵量のうち、1/2以上が軽油であること。
- ③ 本補助金の交付決定時点において、事業に着手していないこと（工事請負契約等を締結していないこと。）。 （注）工事契約日が交付決定日以前でないこと。

(2) 補助対象となる事業の設備内容

① 新設

新設とは、既設の自家用燃料供給施設がない場所に、新たに対象施設を設置することです。

新設には、既設の自家用燃料供給施設に、新たなタンクを追加設置することを含みます（この場合は、追加設置するタンクに貯蔵する燃料の1/2以上が軽油であることが条件です。）。

② 増設

増設とは、既設の自家用燃料供給施設に設置していたタンクを破棄し、新たなタンクを導入することです。この場合は、下記のア、イ いずれの要件を満たしていることが必要です。

ア 新たなタンクの貯蔵量が従前設置していたものよりも大きいこと。

イ 貯蔵する軽油の量が従前よりも増加していること。

(3) その他の補助要件

- ① 対象事業にかかる完成検査済証の発行日が平成28年1月20日までであること。
- ② 対象施設の軽油貯蔵量の2/10以上を常備し、災害発生時には緊急物資輸送車両へ供給すること。

3 補助額

補助対象経費の1/10

(注) 補助額の算定基礎となる補助対象経費は、軽油の貯蔵にかかる部分のみです。

4 補助申請の受付期間

平成27年3月13日(金)から3月31日(火)までの間に、宮城県トラック協会(仙台市若林区卸町)で受け付けます(本社が宮城県にある事業者です。)

受付時間は、9時から17時までです。

(注) 補助金申請額が予算額に達した場合は、その日をもって申請受付を終了します。

補助金申請額が予算額に達しない場合は、受付期間を延長する場合があります。

5 交付申請書類

- (1) 交付申請書(様式2)
- (2) 商業登記簿謄本の写し
- (3) 申請者の資格を確認する書類(運送事業免許の写しなど)
- (4) 工事見積書の写し(2社以上から見積書を徴収すること。)
- (5) 誓約書(大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書)
- (6) 補助対象施設の周辺地図

(注) (1)と(5)の様式は、全日本トラック協会のホームページからプリントアウトしてください。

(担当) 業務部 武者

022-238-2721